

熟議民主主義研究の現在とミニ・パブリックス

名古屋大学大学院

教授 田村 哲樹

はじめに

この講演を2015年10月に逝去された篠原一先生の一節から始めたいと思います。篠原先生は、日本における熟議民主主義研究のパイオニアの一人ですが、ミニ・パブリックスの多様な形態について論じた編著『討議デモクラシーの挑戦』において、次のように述べていました。

討議デモクラシーの制度化は、日本ではほとんど実現されていない。しかし近年やっとな手探りながら、制度化が行われようとしている。マスコミもぼつぼつ取り上げるようになった。このような取り組みが、たまたまであろうが、大きな歴史的変容の時期にぶつかった。はたしてこの大きな歴史的な波に乗って、民主主義の深化に貢献できるだろうか。地道なところからでもよい。少しずつでも進むことを期待したい。
(篠原 2012: vii)

この日本ミニ・パブリックス研究フォーラムが、篠原先生のこの「期待」に応えるための一つの手がかりになればと思っています。

さて、私の講演のタイトルは、「熟議民主主義研究の現在とミニ・パブリックス」です。そこでまず、「熟議民主主義」と「ミニ・パブリックス」とは何かを説明しておきましょう。

「熟議民主主義」とは、「熟慮する」「話し合う」ことを中心とした民主主義のことです。そこでは、熟慮と話し合いを通じた「反省」あるいは「選好の変容」が重要とされます。いろいろな熟議があり得ますが、1990年代以降の関心の中心は、市

民による／市民を含む熟議民主主義です。熟議には様々な困難が付きまといますが、現代社会において必要な民主主義のあり方と言えます。特に、自明性が解体し、また、国家による政治・行政の限界も指摘される現代社会においては、様々な場面・場所において、熟議を通じた決定作成あるいは共通理解形成が必要であると思われる。

「ミニ・パブリックス」とは、比較的少人数の市民によって構成される熟議のためのフォーラムの総称です。その具体例としては、この後のパネル・ディスカッションでも紹介されますが、討論型世論調査、プラーヌクスツェレ、市民討議会、市民陪審、市民議会などがあります(篠原編 2012)。ミニ・パブリックスを、参加者を無作為抽出する方式のものに限るか、自薦・推薦も含めるかについては、研究者の間で意見が分かれています。ただし、後者を含めないとする見解の方が多数派です。

ここからは、「熟議民主主義研究の現在」について、ミニ・パブリックスに関連する3つの争点、つまり、①規範(理想)と経験(現実)、②制度と非制度、③自由民主主義と熟議民主主義、に沿って紹介します。

① 規範と経験

熟議民主主義研究は、1980～90年代の規範的(政治理論的)研究中心の時代を経て、2000年代以降は、経験的研究が盛んになったと言われています。その中で、様々な市民参加型の熟議の制度が、「ミニ・パブリックス」と呼ばれるようになりました。しかしもちろん、熟議民主主義自体が

一つの望ましい民主主義についての構想である以上、規範的関心がなくなるというわけではありません。

そこで、熟議民主主義研究において、規範的関心と経験的関心はどのように結びつき得るのかという問題が出てきます。近年の政治学、特に実証主義の立場に基づく政治学では、両者を厳密に峻別すべきだとする考え方が標準的です。ただし、熟議民主主義研究では、規範（理想）と経験（現実）の関係は、両者の分断よりも協働だとする見解の方が一般的であると思います（田村 2008）。

だからといって、単純に「熟議という理想は現実化している」ということではありません。そうではなく、ここでいう「協働」とは、熟議という規範的構想は、単に経験的に実証／反証の対象となるような命題として考えられるべきではない、という意味です。たとえば、あるミニ・パブリックスについての経験的研究において、そこでは実際には「熟議」なるものは成立していなかったことが「実証」されたとします。しかし、だからといって、規範的な構想としての熟議民主主義の意義がなくなるわけではありません。理想と現実との距離を認めた上で、「現実が理想に近づくためには何が必要なのか？」を考えるようにすれば、規範的な構想の意義はなくなるらないのです。

とはいえ、一般的には熟議の評価をめぐって、規範／経験軸に沿った分岐が存在しているのも事実です。一方には、熟議は「理想論」だとする批判があります。規範理論としての熟議民主主義論が期待するようには、人々は「熟議」できないのではないか、というわけです。他方には、熟議は「まさに現実」だとする反論があります。既に多くの熟議の実践——ミニ・パブリックスがまさにそれです——が存在しているのではないか、というわけです。この分岐から予想される帰結は、一方がいくら「現実」の実例を示しても他方は「現実的」とは見なさない、という状態です。

問題は、なぜそうなるのかということです。私は、それは二つの認識ギャップのためではないかと思っています。一つ目のギャップは、「理想」としての熟議と「現実」認識との間の根強いギャップです。一般の人々の熟議能力への懐疑には、①文

化論的なもの（熟議は西洋の発想であり、日本人には熟議はできない／不向きである）や、②エリート／大衆図式によるもの（熟議できるのはエリートだけである）があります。規範／経験軸に沿った、これらの懐疑に対するあり得る対応としては、二つのことが考えられます。第一に、「理想」としての熟議像を（その核心は見失わずに）修正していく作業です。たとえば、「理性」や「論証」を中心とした熟議の様式を、より感情的な要素や論証以外のコミュニケーション様式の意義を認める形で再構成していく作業などが、これにあたります。第二に、規範研究に好意的な実証研究や教育、啓発・言説戦略などを通じた、「現実」の再解釈の作業です。つまり、「熟議できない」という「現実」認識は実は正しくないのですよ、ということを示していく作業です。これらの作業を通じて、「理想」と「現実」の乖離を埋めていくことが重要だと思います。

二つ目のギャップは、熟議の実効性・役割についての認識のギャップです。熟議民主主義への懐疑派は、ミニ・パブリックスなどの現状の熟議の制度に課せられた役割の限定性ゆえに、それは政治において実効的ではありえず、したがって「現実的ではない」と見なしているのではないのでしょうか。この問題は、とりわけ意思決定の場としての議会＝代表制との関係で重要となります。政策形成者によって上からアドホックに形成されるミニ・パブリックスが、意思決定の役割を担わないのだとすれば、結局それは、「見せかけの参加」に過ぎないのではないのでしょうか。実際、多くのミニ・パブリックスは議会に代わって意思決定を行うものではありません。そうだとすれば、この「見せかけの参加」批判を甘受するしかないのでしょうか。

私は、このような疑義を受けての課題は、ミニ・パブリックスが意思決定そのもの以外に果たし得る役割についての研究と教育・啓発ではないかと考えます。それはつまり、民主主義＝狭義の意思決定にとどまらない民主主義理解の拡大・定着を考えてゆく、ということです。

ミニ・パブリックスの役割が意思決定に限られるわけではないことについては、既に多くの指摘

があります。有名なハーバーマス（2002/2003）の「二回路モデル」（意思決定と意見形成の区別）はその典型であったと言えますし、グッディンとドライゼク（Goodin and Dryzek 2006）も、ミニ・パブリックスが果たし得る8つの役割を挙げています。それらを列挙するならば、①政策の形成・意思決定、②（政府への）政策提言、③議論の周知による（政府以外のアクターへの）影響力行使、④世論の方向づけ、⑤政策の受容程度のテストの場、⑥政策の正統化、⑦参加者における確信の形成、⑧公職者の監視、です。最近刊行されたある論文集でも、ミニ・パブリックスが直接に意思決定を行うのではないことを前提に、一方のミニ・パブリックスと、他方の意思決定関係者およびミニ・パブリックスに参加しない市民との間の相互作用に注目すべきことが主張されています（Bächtiger, Setälä and Grönlund 2014）。特に、ミニ・パブリックスとそれに参加していない市民との関係については、ミニ・パブリックスを通じた、①信頼できる情報ソースの提供、②通常の政治的アピールやフレーミングから距離を取った判断形成への貢献、③「市民的スキル」の向上、などの役割が挙げられています。これらの知見を踏まえつつ、意思決定以外のミニ・パブリックスの役割について、さらに研究を進めることが重要でしょう。

他方で私は、意思決定そのものについて再考することも必要であると考えます。すなわち、政治における意思決定は私たちが知っているような議会・代表制のみに限られるのか、という問題関心を捨て去らないことも、熟議民主主義研究の進展のためには重要なことなのです。この点については、熟議民主主義と自由民主主義との関係の再考として、第3節で述べることにしましょう。

2 制度と非制度

第二の争点は、制度と非制度との関係です。これは、熟議民主主義とは、熟議のための制度のことなのか、それとも熟議を制度中心に考えるべきではないのか、という争点です。

熟議民主主義は、しばしばそのための制度として考えられます。ミニ・パブリックスは、まさに熟議のための制度の典型です。それは市民社会における熟議の制度と言えますが、国家における制度として議会を挙げ、議会における熟議の可能性を考えることもできます。

問題は、熟議民主主義＝制度でよいかです。ここではミニ・パブリックスに話を限定しましょう。制度としてのミニ・パブリックスに対する、いくつかの疑問を挙げることができます。まず、技術的な問題があります。しばしばミニ・パブリックスは無作為抽出を通じて「社会の縮図」を作り出すと言われますが、本当にきちんと「社会の縮図」になるのか、という疑問です。次に、その無作為抽出の正統性という問題があります。選挙ではなく無作為抽出で選ばれた人々に、重要な問題を熟議する「代表」としての正統性はあるのでしょうか。最後に、結局、熟議は一部の人のものではないかという問題があります。仮にミニ・パブリックスの無作為抽出が「完璧」であったとしても、そこに集まる人々が一部の人々であることに変わりはない以上、「人民の意思」を体现しているとは言えません。その結果、熟議民主主義は「民衆（mass）」から乖離したものとなり（Chambers 2009）、構造的な視点を欠き、既存の権威・権力構造に無批判となってしまうでしょう（Pateman 2012）。

これらの疑問に対して一定の応答を行うことは可能です。まず、無作為抽出の（不）正確性という問題に対しては、熟議民主主義において、この種の技術的問題は重要だが、それがすべてではない、と応えることができます。第一義的に重要なのは、当該ミニ・パブリックスが熟議的になるかどうかであって、厳密に「社会の縮図」を作り出すことではありません。したがって、仮に集まる人々に何らかの「偏り」があっても、そのような「偏った」構成によるミニ・パブリックスが何らかの熟議的な効果を持つのであれば、直ちに問題だということにはなりません。むしろ、熟議民主主義としては、その方が望ましいとさえ言えます。

次に、無作為抽出の正統性という問題に対して

は、それは「代表」の定義次第であると答えることができます。この点については、近年、民主主義における「抽選」の再評価が見られることを指摘しておきたいと思います。「誰もが選ばれうる」という意味では、抽選は投票以上に民主的と言えます。実際、抽選は、古代ギリシャのポリスにおいても重要な代表選出方法でした。

最後に、ミニ・パブリックスが「人民の意思」や「民衆」から乖離しているのかどうか、「民主主義」をどのように理解するかに依存していると言えます。「誰もが潜在的にはミニ・パブリックスに選出されうる」という想定が可能であり、かつ、この想定が広く人々に共有されるならば、たとえミニ・パブリックスにおける「一部の人々」による「熟議された声」が優先されても、民主主義としておかしいとは必ずしも言えないはずです。

ただし、いずれの疑問についても、最終的に問題になるのは、ミニ・パブリックスとその外部との関係です。ミニ・パブリックスに集まる人々が社会の「一部」である以上、ミニ・パブリックスのあり方は、その一部の人々とそれ以外の人々との関係のあり方にかかっているということになります。

このことは、ミニ・パブリックスをそれだけで見るとは異なる視点の重要性という認識に、私たちを導きます。ここから、熟議の「制度」以外の領域を熟議民主主義論はどのように扱うのか／扱うことができるのか、という問題が生じます。

この問題について、まずは、非制度的な熟議民主主義の可能性を考えてみましょう。もしも人々のコミュニケーションが、強制的ではない形で意見や選好の変容をもたらすものであれば、「制度」以外の場にも熟議は存在すると言えます。たとえば、職場、カフェやサークルなどにおいても熟議を見出すことは可能です。職場における民主主義は、かつて参加民主主義論が中心的テーマとしたものですが（ペイトマン 1977）、熟議民主主義論のテーマとすることもできます。カフェやサークルについては、ハーバーマスの「公共圏」概念を思い浮かべることができるでしょう（ハーバーマス 1994）。また、親密圏や家

族といった、「私的領域」として、通常はあまり政治や民主主義の場として取り上げられにくい領域における熟議民主主義を考えることもできます（田村 2010）。さらに、社会運動・抗議運動といった、一見熟議とは相容れないように見える行為においても、その組織のあり方を熟議の観点から見ていくこともできます（Della Porta and Rucht 2013）。

非制度的な熟議民主主義を考えることは、近年議論されている「熟議システム（deliberative systems）」論の問題関心と共鳴します。熟議システム論は、どこか単一の熟議の場ではなく、複数の制度や実践を熟議民主主義の観点から関連させて見ていくべきだとする議論です（Dryzek 2010; Mansbridge 1999; Parkinson 2006; Parkinson and Mansbridge 2012; 田村 2013）。熟議システム論に従えば、「制度か、非制度か」ではなく、両者を合わせてある「熟議システム」の構成要素として見ていくことができるようになります。たとえば、先に言及した家族や社会運動は、そこでの熟議によって形成された意見をよりマクロな熟議システム（たとえば国家）に媒介するという意味で、マクロな熟議システムの構成要素であると捉えることができます。多くの熟議システム論は、この点のみを指摘します。しかし、私は同時に、家族や社会運動そのものも、意思決定を行う一つの熟議システムとして捉えることもできると考えます。つまり、それらは、マクロな熟議システムの構成要素であるとともに、それ自体が一つの熟議システムでもあるものです。熟議システムのこのような考え方を私は、「入れ子型熟議システム（nested deliberative systems）」と呼んでいます（Tamura 2014）。

熟議システム論には、もう一つのポイントがあります。それは、この概念を用いることで、それ自体は「熟議的」と言えないような制度や実践も熟議民主主義論の立場から論じることができるようになることです。たとえば、先ほど社会運動における熟議という話をした時に疑問を持った人もいかもしれません。社会運動は自らの主張や要求の実現を目指すものであり、それは、話し合いの中での選好や意見の変容とは全く異なる実践な



自由民主主義と熟議民主主義

のではないか、というわけです。このような疑問に対して、熟議システム論は、強固な主張を持った圧力行使活動や抗議運動でも、それを通じて社会全体に当該争点について反省をもたらすならば熟議システムの構成要素と見なしうる、と考えます。私はこれを「マイクロな非熟議的実践のマクロな熟議的効果」と呼んでいます (Tamura 2014)。

話をミニ・パブリックスに戻しましょう。熟議システムの発想に依拠することで、ミニ・パブリックスをその外部との関係において見ることの重要性を、よりよく理解することができるようになります。ひとくちにミニ・パブリックスとその「外部」との関係といっても、いくつかの側面が考えられます。まず、国家ないし政府（地方自治体を含む）の政策形成者との関係があります。次に、ミニ・パブリックスに参加していない個々の市民との関係があります。様々な社会集団・利益団体との関係や、社会運動・抗議運動との関係もあります。それぞれの「外部」との関係で、ミニ・パブリックスが果たし得る役割やその正統性獲得のための条件を検討することが重要でしょう。

ミニ・パブリックスが果たす役割については、第1節で、それが意思決定だけに限られないことを指摘しました。ここでは、ミニ・パブリックスが正統性を獲得するためにどうすればよいのかについて述べましょう。たとえば、ミニ・パブリックス参加者・設計者とそれ以外のアクターとのコミュニケーション、つまり両者の間の熟議を進展させることが考えられます。その一つの形態として、ミニ・パブリックスに利益団体や社会運動関係者をそこでの熟議のための情報提供者と呼ぶことが挙げられます。このことを通じて、ミニ・パブリックス参加者の認識の深まりとともに、利益団体・社会運動の側への効果や広範な公共的関心喚起が(田村 2016)、そして最終的には、ミニ・パブリックスの正統性が高まることが期待できるのです。

最後に取り上げる争点は、自由民主主義と熟議民主主義との関係をどのように考えるべきか、です。これまで熟議民主主義は、自由民主主義の原理・制度を前提とし、その枠組みの中で構想されるものと考えられてきました。第1節で取り上げたハーバーマスの「二回路モデル」はその典型です。しかし、熟議民主主義は必然的に自由民主主義の枠組みの中でのみ考えられるしかないのでしょうか。自由民主主義が代表制と自由な政党間競争という自由主義的な要素を民主主義に組み込んで成り立った民主主義の一つのタイプである以上、別のタイプの民主主義を考えることは、少なくとも理論的には可能なはずで(田村 2013)。

実際、近年の熟議民主主義研究では、自由民主主義を相対化した形で熟議民主主義を考えようとする試みが見られます。その一つが、第2節で紹介した熟議システム論です。熟議システム研究の中には、「熟議システム」を上位概念として、その一類型として自由民主主義を捉え直そうとするものがあります。たとえば、ドライゼクは、熟議システムの構成要素を抽象化して挙げることで、自由民主主義的ではない熟議システムもありうることを示唆しようとしています。彼のもっとも新しい議論では、熟議システムの構成要素は、①私的領域、②公共空間、③決定権限を付与された空間、④伝導、⑤アカウントビリティ、⑥メタ熟議、⑦決定の確定性、であるとされています (Stevenson and Dryzek 2014)。自由民主主義的な熟議システムでは、たとえば③は普通選挙による代表制の議会であり、④を主に担うのは政党でしょう。しかし、他のタイプの熟議システムでは、同じ機能を別の制度やアクターが果たすかもしれません。構成要素を抽象化して提示することで、熟議システムのあるタイプとして、「非自由民主主義的な」それを考えることができるようになるのです。

もう一つの試みとして、「熟議文化 (deliberative cultures)」論にも触れておきましょう (Sass and Dryzek 2014; 田村 2014)。熟議文化論では、

熟議の理念そのものは普遍的であるけれども、その具体的な形態は文脈ごとに異なっているとされます。熟議はしばしば西欧的なものと考えられてきました。しかし、西欧以外の場所でも、非西欧的な文脈の下での熟議民主主義があり得るのです。

熟議文化に関する研究で言及されているいくつかの例を挙げましょう。エジプトにおいては、カセットテープの普及によって日常生活において（イスラム）講話をめぐる熟議が生じているとされます。たとえばタクシーの中でも、運転手と乗客の間で教義に関する「深い反省と激しい議論」が引き起こされるようになったのです（Sass and Dryzek 2014）。また、ある研究者はイエメンにおける「公共圏としてのカート噛み（Qāt Chew）」に注目します（Wedeen 2007）。人々が集まって「カート」という植物の葉（高揚感が得られるとされます。非合法の国もあります）を噛みながら議論をする様子が、ハーバーマスが描き出すヨーロッパの公共圏と相似的だというわけです。イエメンの政治「体制」自体は非民主主義的だが、社会レベルにおける「実践」は熟議民主主義的であるとされます。

熟議文化論は、非西欧地域における非西欧的な熟議民主主義把握を可能にすると言われます。ただし、この議論は熟議システム論以上にまだ始まったばかりであり、検討を要する問題が多くあるように思われます。特に、「文化」概念の使用には、独特の難しさがあります。

実際、熟議文化論の観点から日本をどう見ることができるとは、なかなか難しい問題です。日本における熟議民主主義については、相反する考え方が可能です。一方には、日本の（政治）文化の「非熟議」性についての様々な指摘があります。コンフォームイズム、「空気」、「言葉にできないもの」に意義を見出す風潮などが、日本の特徴としてしばしば指摘されてきました。また、日本社会における「私生活主義」の浸透についても多くの指摘があります（加藤 1989；善教 2013）。他方で、日本でも、ミニ・パブリックスに参加する人々が「熟議できる」ことについても、ミニ・パブリックス研究者によって多くの指摘があります

（柳瀬 2015など）。こうした相反する日本の政治文化理解を踏まえつつ、熟議文化論の観点から日本におけるミニ・パブリックスの実践をどのように理解することができるのでしょうか。「文化」という厄介な概念を用いるのではなく、（ミニ・パブリックスという）制度の効果として考えればよい、とする立場も考えられます。しかしもちろん、このように「制度が重要」とする立場をとることは、熟議「文化」論の意義を否定することにつながります。熟議文化論の問題関心を踏まえつつ、日本における熟議民主主義の実践をどのように把握することができるのかは、今後の研究課題です。

おわりに

この講演では、熟議民主主義研究の最近の動向と関連づけつつ、ミニ・パブリックス研究の課題を述べました。ミニ・パブリックスが「熟議という理想の現実化」と見なされるためには、その外部の制度および非制度的な実践との関係で、その役割や正統性獲得の方策を考えることが重要です。また、ミニ・パブリックスを自由民主主義の枠組みにとらわれずに考えることも、熟議民主主義研究の発展にとって重要です。

熟議民主主義には制度的／非制度的な多様な形態・実践が考えられる以上、ミニ・パブリックスを熟議民主主義の唯一の形態と見なすことは適切ではありません。しかし、それが熟議民主主義の重要な制度の一つであることは間違いありません。したがって、ミニ・パブリックスは、今後も熟議民主主義研究の重要なテーマの一つであり続けるでしょう。この日本ミニ・パブリックス研究フォーラムが、文字通り、今後のミニ・パブリックス研究のための意義ある場になればと思います。そのことが、冒頭で紹介した篠原先生の「期待」に応えることにつながってゆくに違いありません。

- 〈参考文献〉
- 加藤哲郎 (1989) 『戦後意識の変貌』 岩波ブックレット。
- 篠原一編 (2012) 『討議デモクラシーの挑戦——ミニ・パブリックスが拓く新しい政治』 岩波書店。
- 善教将大 (2013) 『日本における政治への信頼と不信』 木鐸社。
- 田村哲樹 (2008) 『熟議の理由——民主主義の政治理論』 勁草書房。
- 田村哲樹 (2010) 「親密圏における熟議／対話の可能性」 田村哲樹編『政治の発見5 語る——熟議／対話の政治学』 風行社。
- 田村哲樹 (2013) 「熟議民主主義は自由民主主義的か？」 『政治思想研究』 第13号。
- 田村哲樹 (2014) 「熟議と参加」 川崎修編『岩波講座政治哲学6 政治哲学と現代』 岩波書店。
- 田村哲樹 (2016) 「熟議民主主義と集団政治——利益団体・アソシエーション・集合性の構成」 宮本太郎・山口二郎編『リアル・デモクラシー——ポスト「日本型利益政治」の構想』 岩波書店。
- ハーバーマス, ユルゲン (1994) 細谷貞雄・山田正行訳『[第2版] 公共性の構造転換——市民社会の一カテゴリーについての探究』 未来社。
- ハーバーマス, ユルゲン (2002/2003) 河上倫逸・耳野健二訳『事実性と妥当性——法と民主的法治国家の討議理論にかんする研究(上)(下)』 未来社。
- ペイトマン, キャロル (1977) 寄本勝美訳『参加と民主主義理論』 早稲田大学出版部。
- 柳瀬昇 (2015) 『熟慮と討議の民主主義理論——直接民主制は代議制を乗り越えられるか』 ミネルヴァ書房。
- Bächtiger, André, Maija Setälä and Kimmo Grönlund (2014) "Towards a New Era of Deliberative Mini-Publics," in Grönlund, Bächtiger and Setälä (eds.) *Deliberative Mini-Publics: Involving Citizens in the Democratic Process*, ECPR Press.
- Chambers, Simone (2009) "Rhetoric and the Public Sphere: Has Deliberative Democracy Abandoned Mass Democracy?" *Political Theory*, 37 (3).
- Della Porta, Donatella and Dieter Rucht (eds.) (2013) *Meeting Democracy: Power and Deliberation in Global Justice Movements*, Cambridge University Press.
- Dryzek, John S. (2010) *Foundations and Frontiers of Deliberative Governance*, Oxford University Press.
- Goodin, Robert E. and John S. Dryzek (2006) "Deliberative Impacts: The Macro-Political Uptake of Mini-Publics," *Politics & Society*, 34 (2).
- Mansbridge, Jane (1999) "Everyday Talk in the Deliberative System" in Stephen Macedo (ed.) *Deliberative Politics: Essays on Democracy and Disagreement*, Oxford University Press.
- Parkinson, John (2006) *Deliberating in the Real World: Problems of Legitimacy in Deliberative Democracy*, Oxford University Press.
- Parkinson, John and Jane Mansbridge (eds.) (2012) *Deliberative Systems: Deliberative Democracy at the Large Scale*, Cambridge University Press.
- Pateman, Carole (2012) "Participatory Democracy Revisited," *Perspectives on Politics*, 10 (1).
- Sass, Jensen and John S. Dryzek (2014) "Deliberative Cultures," *Political Theory*, 42 (1).
- Stevenson, Hayley and John S. Dryzek (2014) *Democratizing Global Climate Governance*, Cambridge University Press.
- Tamura, Tetsuki (2014) "Rethinking Grassroots Participation in Nested Deliberative Systems," *Japanese Political Science Review* (online), Vol. 2.
- Wedeen, Lisa (2007) "The Politics of Deliberation: Qāt Chews as Public Spheres in Yemen," *Public Culture*, 19 (1).